

平成25年8月30日

報道関係者 各位

島原市市長公室

平成25年7月 豪雨災害に係る災害救助法
適用被災地への災害見舞金の送金について

本年7月の活発な梅雨前線の影響により記録的な大雨の被害をもたらした「平成25年7月豪雨災害」により、災害救助法が適用された被災自治体(3県の8自治体)に対し、本市の災害見舞金支出基準に基づき、下記により、島原市からの災害見舞金を送金しますので、お知らせします。

記

1 島原市からの災害見舞金の送金先と見舞金額

- (1)山形県の長井市、南陽市、大江町及び白鷹町に対し、各 10 万円
- (2)島根県の津和野町に対し、10 万円
- (3)山口県の萩市、山口市及び阿武町に対し、各 10 万円

合計 80 万円

※各市の義援金取扱口座へ平成25年9月2日 送金



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当：政策企画グループ

秘書広報班 高原

電話：0957-63-1111（内線 127）

E-mail：m-takahara@city.shimabara.lg.jp